

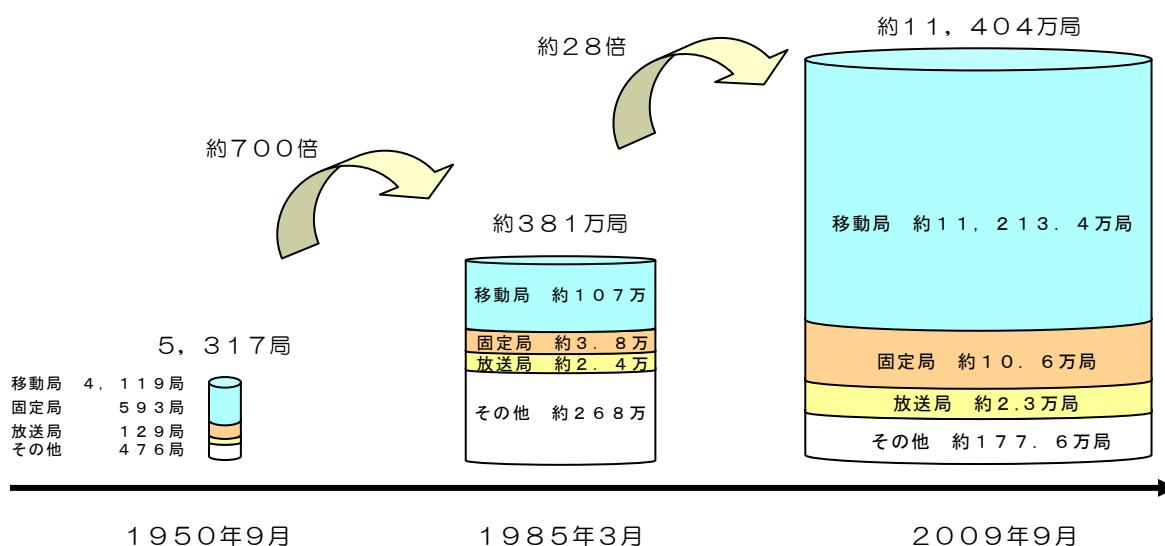
第1章

電波の利用状況調査・公表制度の概要

第1節 制度導入の背景

電波利用は時代とともに変遷しており、1895年、マルコーニによって無線電信が発明されて以来、用途・局数ともに大きな進化を遂げている。1950年代は、公共分野におけるVHF帯等の低い周波数帯の利用が中心であったが、1985年（昭和60年）の電気通信業務の民間開放を皮切りに移動通信分野における利用が爆発的に普及・発展した。2009年には、携帯電話の加入数が約11,404万局となるとともに、第3世代携帯電話への移行が進展したほか、無線アクセスシステムの利用も普及している。

その結果、携帯電話、無線LANを利用したリッチコンテンツの流通や利用が増加し、電波を利用したサービスやビジネスが成長・発展することによってワイヤレスネットワーク市場が活性化する一方で、データ量の増加によりトラヒックが急激に増大してきている。



《図1 無線局数の推移》

また、電波の利用は、携帯電話や無線LANといった通信分野だけではなく、産業効率化分野、地域活性化分野、医療分野、環境分野等の様々な新分野への利活用が広がっており、電波利用の多様化が進展している。

さらに、ソフトウェア無線技術やコグニティブ無線技術、電力伝送技術など新しい無線技術の登場により、今後、これらの技術を活用したサービスが期待される。このほかにも、新たな電波利用を実現するための研究開発が進められており、我が国における電波利用はこれからも成長・発展が進むものと考えられる。

これらの新たな電波利用システムを導入するに当たっては、そのシステムに割り当てる周波数を確保するため、周波数の移行・再編を行う必要がある。そのためには、実際に電波がどのように使われているかについて、現状を把握する必要があることから総務省では平成14年に電波法を改正し、電波の利用状況を調査し、その調査結果を評価する電波の利用状況調査制度を平成15年より導入した。この評価結果を踏まえ、周波数の移行・再編を円滑かつ着実に実行するための具体的な取組を示した周波数再編アクションプランを策定し（平成16年に策定、毎年更新）、周波数割当計画の改定により周波数の移行期限を定め、周波数移行・再編を具体化してきたところである。

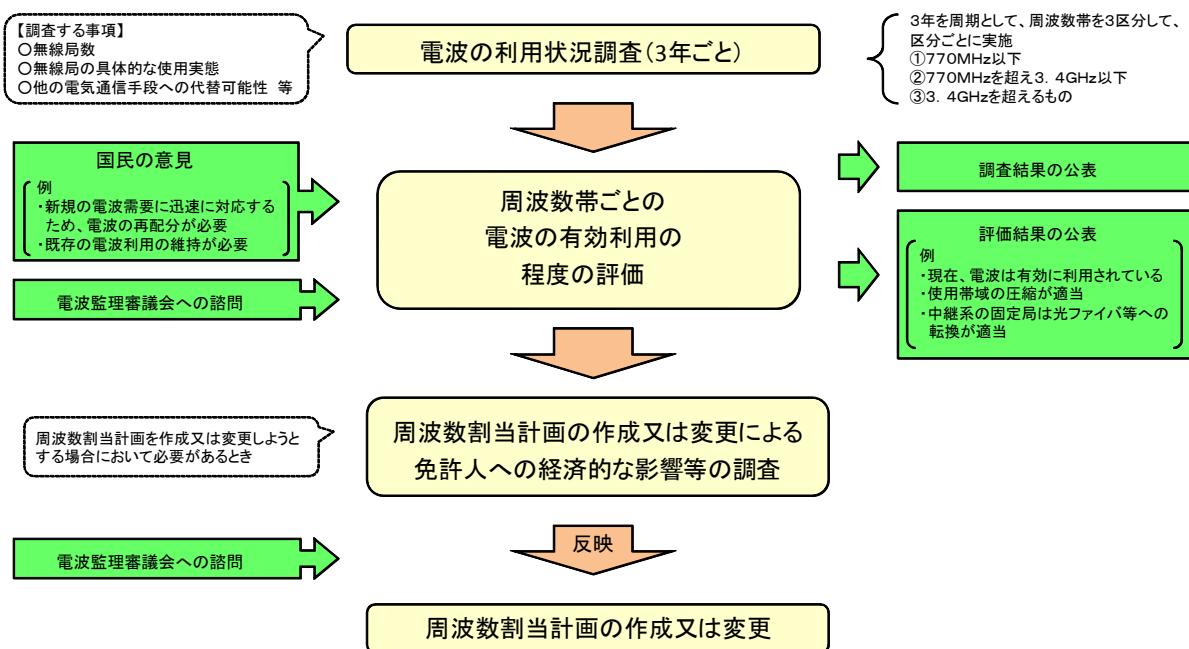
第2節 電波の利用状況調査・公表制度の概要

(1) 調査の目的

新たな電波利用システムの導入など今後、ますます増大する電波需要に的確に対応し、電波利用の一層の円滑化を図るため、電波の利用状況を調査し、電波の再配分計画の策定その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進する。

(2) 調査の法的根拠

電波法（昭和25年法律第131号）第26条の2の規定及び電波の利用状況の調査等に関する省令（平成14年総務省令第110号）（以下「調査省令」という。）に基づき実施するものである。



«図2 電波の利用状況調査・公表制度の概要»

(3) 調査の対象

調査省令第3条の規定により、3年を周期として周波数帯を以下のとおり3区分して、毎年、各区分ごとに調査を実施する。

- ①770MHz以下のもの
- ②770MHzを超える3.4GHz以下のもの
- ③3.4GHzを超えるもの

具体的には、平成15年度に③3.4GHzを超えるもの、平成16年度は②770MHzを超える3.4GHz以下のものの調査を実施し、平成17年度は①770MHz以下のものの調査を実施した。これにより、平成15~17年度の3年間で電波法で定める周波数帯をすべて調査したことになる。これを1ローテーションとし、平成18年度から改めて③3.4GHzを超えるものから調査を始め、平成20年度の3年間で2ローテーション目が終了した。このように、3年周期で毎年調査を実施することとしている。

(4) 調査事項及び調査方法

電波の利用状況調査は、調査省令第4条に基づき、原則として、全国11か所にある総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域（北海道、東北、関東、信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州及び沖縄）及び周波数割当計画に記載されている割当可能な周波数の範囲ごとに行う。

調査事項及び調査方法については、調査省令第5条に規定されている。具体的な調査事項としては、無線局数、無線局の具体的な使用実態、他の電気通信手段への代替可能性等となっている。また、調査方法については、免許人に調査票を送付し報告を求める、総合無線局管理ファイルのデータを基に調査を行う等となっている。なお、上記による調査のほか、調査を補完するものとして、適宜電波の発射状況の調査結果を活用する。

(5) 調査の評価方法

評価方法については、電波の有効利用の程度の評価に関する基本方針（平成19年総務省告示第1号）に基づき周波数割当計画において、周波数の使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を利用している電波利用システムについては、その条件への対応の状況、新たな電波利用システムに関する需要の動向、その他の事情を勘案して、電波の有効利用の程度を評価する。

(6) 評価結果の公表

評価結果の公表に当たっては、調査省令第7条に基づき、総合通信局の管轄区域ごとに利用状況調査及び評価の結果の概要を作成し、総務省総合通信基盤局及び各総合通信局で閲覧できるようにするほか、総務省のホームページ上で公表する。